

「耐火基準適用契約確認書」



確認日： 年 月 日

ご契約者名	証券番号	明細番号
	代理店確認者	

上記証券番号の火災保険(含む超保険・住まいに関する補償、超ビジネス保険・財産に関する補償)の保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物は、下記1の耐火基準に合致していることを「下記2に○を付した方法」、または「施工者等による証明」により確認しました。

1. 適用できる耐火基準(該当するものに☑)

<input type="checkbox"/>	耐火建築物(*1)	建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する「耐火建築物」をいいます。
<input type="checkbox"/>	耐火構造建築物(*2)	建築基準法第27条第1項に定める特殊建築物のうち、同法施行令第110条第2号の基準に適合する建築物をいいます。
<input type="checkbox"/>	準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する「準耐火建築物」をいいます。
<input type="checkbox"/>	特定避難時間倒壊等防止建築物(*2)	建築基準法第27条第1項に定める特殊建築物のうち、同法施行令第110条第1の基準に適合する建築物をいいます。
<input type="checkbox"/>	省令準耐火建物	住宅金融支援機構が定める「省令準耐火」の仕様に合致する建物をいいます。

2. 確認方法(該当するものに○)

＜耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物の場合＞(A・B・Eの場合は、書類のコピーを添付願います。)		添付資料
A	建築確認申請書(副本)・第四面【5. 耐火建築物等】欄にて、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「準耐火建築物」または「特定避難時間倒壊等防止建築物」に該当することを確認した。	要
B	施工者等(建築施工者、ハウスメーカー、住宅販売者等)、または公的機関等の発行する書類(住宅設計仕様書、設計図面、住宅のパンフレット、確認済証等)に以下の記載があることを確認した。 「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「準耐火(イ-1)」「準耐火(イ-2)」「準耐火(イ)」「準耐火(ロ-1)」「準耐火(ロ-2)」「準耐火(ロ)」「簡易耐火建築物」「簡易耐火(イ)」「簡易耐火(ロ)」「簡耐(イ)」「簡耐(ロ)」「特定避難時間倒壊等防止建築物」	要
C	上記1. が耐火建築物の場合、地上4階建て以上で、地上3階以上の階が共同住宅となっている鉄骨造建物であることを確認した。	不要
D	前契約を平成21年12月31日以前始期契約とする更新契約の場合で、既に更新前契約において「準耐火建築物」に該当することを確認した上で構造級別判定を行っている。	不要
E	その他【 】	要

＜省令準耐火建物の場合＞(A～Dの場合は、書類のコピーを添付願います。)		添付資料
A	施工者等(建築施工者、ハウスメーカー、住宅販売者等)の発行する書類(住宅設計仕様書、設計図面、住宅のパンフレット等)に以下の記載があることを確認した。 「省令準耐火」「省令準耐」「省令簡易耐火」「省令簡耐」	要
B	木造軸組工法の建物で、木住協仕様の特記仕様書で確認した。	要
C	住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)特約火災保険等を契約していた場合、その保険証券、ご契約カード等に以下の記載があることを確認した。 「省令準耐火」「準耐火」「省令簡易耐火」「簡易耐火」「省令簡耐」「簡耐」「C'(構造級別欄)」「3'(構造級別欄)」	要
D	その他【 】	要

＜施工者等による証明＞※「施工者等による証明」に類するものを取り付けられた場合は、本書とともにその証明書を添付願います。

東京海上日動火災保険株式会社 御中

証明日： 年 月 日

下記の建物は、以下に☑した耐火基準に該当する建物であることを証明します。

<input type="checkbox"/>	耐火建築物	<input type="checkbox"/>	耐火構造建築物	<input type="checkbox"/>	準耐火建築物
<input type="checkbox"/>	特定避難時間倒壊等防止建築物	<input type="checkbox"/>	省令準耐火建物		

建物の商品名・型式 ※ない場合は記入不要。	
建物の所在地	
施工者等の会社名等 ※会社名等と社印の押印で可。 ※ご担当者が本物件の仕様を確認できる場合は、社印に代えてご担当者の署名または記名・押印でも可。	印
施工者等の住所	

施工者等記入欄

(*1)地上4階建て以上で、地上3階以上の階が共同住宅となっている鉄骨造建物である場合、上記「1. 適用できる耐火基準」は、「耐火建築物」に☑を付します。

(*2)「耐火構造建築物」と「特定避難時間倒壊等防止建築物」は2017年1月1日以降始期契約のみ適用が可能です。